

1 指針の趣旨等

1 指針の趣旨

本指針は、社会の劇的な変化や、生徒の興味・関心、進路希望等の多様化、中学校卒業生数の減少など高校を取り巻く環境の変化に対応し、未来を担う人材を育む教育機能の維持向上を図るため、これからの高校づくりに当たっての基本的な考え方と具体的な施策を示すものであり、北海道教育推進計画を踏まえて策定するものです。

2 指針改定の背景

Society5.0時代に向けた社会の劇的な変化が生じている中、国が令和元年（2019年）12月に閣議決定した「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」では、人口急減、超高齢化、少子化に対応するための施策の一つに「高等学校の機能強化等」が掲げられているなど、地域創生における高校への期待はこれまで以上に大きくなっており、高校の特色化・魅力化を一層推進していくことが求められています。

また、中学校卒業生数の減少による全道的な高校の小規模校化や国の高校教育改革への対応など、高校を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした社会情勢や高校を取り巻く教育環境の変化、地域が抱える今日的な教育課題等に的確に対応し、未来を担う人材を育む教育機能の維持向上を図ることが、これからの高校づくりを進める上での重要な視点となっています。

3 指針改定の適用等

令和8年度（2026年度）以降の配置計画から適用することとしますが、実施可能な施策については、令和5年度（2023年度）から実施します。

また、圏域における協議結果の配置計画への反映（p.3参照）は、令和9年度（2027年度）の配置計画以降となる場合があります。

また、北海道教育推進計画の実施期間（令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度））の最終年までに成果と課題の検証を行うとともに、教育環境の変化や地域の教育課題等に的確に対応するため、国の施策の動向や時代の要請等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

II 地域とつながる高校づくり

これからの社会を生きる子どもたちには、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができる資質・能力を身に付けることが求められています。

こうした資質能力を育むためには、地域と学校が連携・協働しながら社会に開かれた教育課程を実現していくことが重要であり、学校という場を核とした連携・協働の取組を通じて、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、まちに活力と魅力を生み出し、地域創生の実現につなげていくことが期待されています。

また、広域分散型の本道においては、少子化に伴う中学校卒業生数の減少により、高校の小規模校化の加速が避けられない状況にあることから、地域と一体となって子どもたちを育む取組を推進し、地域の教育機能の維持向上を図ることが重要です。

1 地域と密接に結び付いた取組の推進（地学協働の推進）

本道が将来にわたって輝き続けていくためには、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念のもと、学校と地域の連携を深め、情報を共有するとともに、協働して地域の人材を育成することが重要であり、地域創生の観点からも地域と連携・協働し、生徒から選ばれる魅力ある高校づくりを推進する必要があることから、道教委では令和2年（2020年）12月、地域創生に向けて高校の果たす役割や、本道における高校の魅力化の具体的な取組例を示す「地域創生に向けた高校魅力化の手引～高校と地域の連携・協働を進めるために～」を作成し、地域を学びの場とした教育活動を推進しています。

また、令和3年度（2021年度）からは、地学協働による魅力ある高校づくりを進めるため、高校生と大人と一緒に地域課題を解決する地域課題探究型の学習体験を通じて、持続可能な地域と学校の連携・協働の仕組みを構築する施策を実施しています。

今後は、高校が所在しない市町村とその市町村の生徒の多くが進学する近隣の高校との市町村の枠を越えた地学協働の推進など、一定の圏域における教育力の維持向上や地域創生の観点に立った連携を推進します。

(1) 社会に開かれた教育課程の実現に向けた地域住民の参画

学校と地域の連携・協働をより一層推進するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入や市町村、小・中学校、地元企業、大学等の専門機関で構成する連携組織（コンソーシアム）の整備、地域住民や学校との連絡調整を行う地域コーディネーターの配置や学校において地域連携を担当する教職員の明確化など、社会

に開かれた教育課程の実現に向け、学校や地域の実情に応じた推進体制の構築に取り組み、地域の自治体や関係機関等と連携・協働し、地域の実情を踏まえた 特色ある高校づくりを推進します。

【論点1】

- コミュニティ・スクールの導入やコンソーシアムの構築を推進することについて

(2) 他校種を含めた地域の関係機関との連携

高校における教育課程の充実を図るため、市町村や地域の関係団体のほか、小学校や中学校など他校種との連携による地域の特性や教育資源を生かしたキャリア教育などの取組や、他校種を含めた学校間で相互に教員を派遣して授業等を行うなどの取組を推進します。

2 将来を見据えた地域とともに高校づくりを考える仕組みの構築

複数の高校が所在する都市部などにおいては、生徒の多様な学習ニーズに対応するため、普通科高校や専門高校、総合学科高校、小規模ながらも特色ある教育活動を展開している高校など、様々な選択肢があることが望ましいことから、高校の役割と教育機能を明確にすることが重要です。

一方、中学校卒業生数の減少に伴い、令和4年（2022年）4月現在、55市町村に高校が設置されておらず、また、96市町村には1校のみの設置となっており、そのうち58校は1学年1学級規模となっているなど、市町村単位で高校の配置を考えていくことが難しくなっている状況にあります。

このため、通学区域や通学可能圏域などの一定の圏域単位で、将来的に圏域内の高校が担うべき役割や高校の魅力化、多様な学習ニーズに応える高校配置の在り方等について協議を行い、圏域における高校の教育機能の維持向上を図ります。

【論点2】

- 一定の圏域単位での高校配置の在り方等を協議することについて

3 地域連携特例校の充実

(1) 地域連携特例校

地域の教育機能の維持向上の観点や高校が地域で果たしている役割等を踏まえ、第1学年1学級の高校のうち、地理的状况等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い高校を、地域連携特例校（以下「特例校」という。）に位置付け、地域の教育資源を積極的に活用した教育活動を推進するほか、遠隔授業の配信により教育課程の充実を図っています。

引き続き、小規模校のメリットを最大限に活用し、生徒の多様なニーズに対応した

教育課程の工夫・改善に努め、地域に根ざした、特色ある高校づくりに取り組むなど、教育環境の充実を図ります。

【論点3】

- 地域連携特例校の在り方について

(2) 地域連携協力校との連携

地域連携協力校（以下「協力校」という。）と連携した教育活動などにより、地域の様々な教育資源を積極的に活用して、生徒の社会に参画する意欲を育んだり、地域の担い手としての自覚を高めたりするような教育活動を推進するなど、学校と地域が連携・協働した高校の魅力化や特色づくりを進めます。

また、特例校と協力校間において、合同の学校行事や部活動、生徒会交流などの教育活動や教職員の研修に連携して取り組みます。

なお、具体的な連携の在り方については、両校による連携委員会で協議します。

(3) 北海道高等学校遠隔授業配信センター（T-base）

道内のどの地域においても高校生が自らの可能性を最大限に伸ばしていくことのできる多様で質の高い教育環境を提供することを目的に、令和3年（2021年）4月に、有朋高校内に北海道高等学校遠隔授業配信センター（T-base）を開設し、地元で学びながら生徒の興味・関心や進学希望等に対応する教科・科目の授業を年次進行で配信し、地域連携特例校及び離島に所在する道立高校の教育課程の充実を図っています。

令和5年度からは全ての学年で遠隔授業を配信することとしており、引き続き、配信教科・科目の拡大や進路指導體制の充実など、T-baseの配信機能の強化を進めるとともに、生徒が多様な意見や考えに触れながら協働的な活動を行うことができるよう、教科の特性等を踏まえ、複数校に対して同時に授業配信を行うなど、他校生徒と切磋琢磨できる環境の整備に努めます。

さらに、特例校における大学への合格実績といった学力向上の成果を道内に広く周知し、入学者の増加につなげるなど、広報活動の充実を図ります。

【論点4】

- 地域連携特例校及び離島に所在する高校以外の小規模校への配信について

4 高校が所在しない市町村との連携の検討

高校が所在しない市町村と当該市町村の中学校卒業者が多く進学する近隣の高校との地学協働など、地域の教育力の維持向上や地域創生の観点に立った連携の在り方を検討します。

また、生徒の修学機会の確保や進路選択幅の拡大に向け、高校が所在しない市町村と

連携した通信教育の在り方について検討します。

【論点5】

- ICT を活用した通信教育の在り方について

Ⅲ 活力と魅力のある高校づくり

道教委では、社会の変化や生徒の多様な学習ニーズなどに対応するため、学校や地域の実情に応じて、総合学科や単位制などの多様なタイプの高校づくりを進めています。

令和3年（2021年）1月の中央教育審議会答申「令和の『日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、「高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化」として、各高校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）が示されたことから、特色ある教育活動の推進に資するため、令和3年（2021年）9月に各高校等のスクール・ミッションを再定義しました。

また、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）についても示されたことから、生徒の興味・関心や地域の実情を踏まえた学校設定教科・科目の開設やコンソーシアムの構築など、普通科の特色化・魅力化に取り組んでいます。

このほか、社会が急速に変化する中、地域や社会が抱える様々な課題に対応する力を育成するため、これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育や、地域産業を支える人材を育成するため、大学や産業界と連携した高度な知識・技術の習得、地域の産業特性を生かした実践的な資質・能力の育成に向けた産業教育の充実に取り組むなど、地域の関係機関、産業界等と連携を深め、地域に根ざした様々な活動により広く社会に貢献することを通して、生徒一人一人の高い専門性と豊かな人間性を培う、実践的な教育活動を推進します。

1 全日制課程

全日制課程の高校については、それぞれの学校ごとに学校・学科の特色を生かした教育活動の充実を図るほか、可能な限り生徒の進路選択幅を確保し多様化する学習ニーズに対応できるよう、通学区域や一定の圏域ごとのバランスなども考慮しながら、活力と魅力のある高校づくりを進めます。

(1) 普通科

ア 普通科

普通科においては、類型（コース）の設定や、学校設定教科・科目の開設などにより、生徒の興味・関心、進路希望等に対応するための教育課程の充実に取り組んでいます。

令和3年（2021年）12月に中・高校生やその保護者等を対象に実施した「高校教育に関するアンケート（以下「高校教育調査」という。）」では、中学生の68.8%、中学生の保護者の76.7%が「進学したい（させたい）学科」として「普通科」と回答し

ていることから、普通科において、生徒の興味・関心、進路希望等に対応するための教育活動を一層推進していく必要があります。

また、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材を育成するためには、プログラミングやデータサイエンスに関する教育、統計教育などの充実が必要であることや、高校教育調査の結果から、中学生及びその保護者が「学習内容における興味・関心」について、「コンピュータやインターネット等の活用などの情報・通信に関すること」に対する興味・関心が高いことなどを踏まえ、プログラミング的思考や情報モラル等に関する資質・能力を含む情報活用能力の育成に向けた教科「情報」における指導の充実と様々な教科においてICTの一層の活用に取り組みます。

イ 普通科新学科

普通科は、「普通」という名称から一斉的・画一的な学びの印象を持たれやすいものの、「普通科」に求められる役割は高校ごとに異なっており、生徒や地域の実情を踏まえた特色化・魅力化を図る必要があることから、国において普通教育を主とする学科として、現在の「普通科」以外に「学際領域に関する学科」、「地域社会に関する学科」及び「その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科」の設置が可能とされたところであり、本道においても、普通科新学科の設置を進め、地域の特性や生徒の実態を踏まえた特色化・魅力化に取り組みます。

(ア) 学際領域に関する学科

学際領域に関する学科は、例えばSDGsの目標の実現に関わり、「気候変動への具体的な対策」を研究するなど、異なる学問分野を融合して探究学習を行うことを特徴としています。従来の普通科における教科・科目の学習に加え、学校独自で設定する探究科目を含む各教科・科目と総合的な探究の時間を往還する学習を行い、諸課題等の解決に取り組む学科です。

【論点1】

- 学際領域に関する学科の導入の在り方について

(イ) 地域社会に関する学科

地域社会に関する学科は、例えば「人口流出を防ぐには」など、高校が設置されている地域社会が抱える課題の解決に向けた探究学習を行うことを特徴としており、学際領域に関する学科と同様に、学校独自で設定する探究科目を含む各教科・科目等と総合的な探究の時間を往還する学習を行い、地域の諸課題等の解決に取り組む学科です。

【論点2】

- 地域社会に関する学科の導入の在り方について

(ウ) その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科は、当該高等学校のスクール・ミッションに基づく特色・魅力ある学びを行うことを特徴としており、学校独自で設定する探究科目を含む各教科・科目等と総合的な探究の時間を往還する学習を行います。

(2) 専門学科（理数科、体育科及び外国語等に関する学科）

専門学科のうち、理数科、体育科及び外国語等に関する学科においては、数学、理科、体育、英語などについて深く学びたいという興味・関心を持った生徒に対して、専門性を高める教育活動を推進しています。

高校教育調査の結果から、「進学したい（させたい）学科」について、「専門学科（理数科、体育科、外国語科、工芸科、数理データサイエンス科などの学科）」と回答した中学生が13.9%、中学生の保護者は24.3%となっており、一定程度のニーズがあると考えられることから、それぞれの専門学科における教育活動の成果を踏まえ、引き続き適切な配置となるよう検討します。

(3) 総合学科

総合学科は、生徒に目的意識や将来の進路への自覚を持たせるための学習や、生徒が主体的に選択して学習する教育を進めるため、生徒のニーズや地域の特色を踏まえた系列を設定するとともに、共通教科から専門教科にわたって幅広く科目を開設し、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた教育活動を推進しています。

しかし、郡部の総合学科では、中学校卒業生数の減少などから小規模校化しており、小規模校であっても多様な科目の選択が可能となるよう、他の高校の科目をICTを活用して履修し単位認定する仕組みの導入や、地域人材や教育資源の活用を推進するとともに、国による教員の加配措置を効果的に活用するなどして教育活動の充実に取り組めます。

また、地域の要望や近隣の専門学科の配置状況などを勘案し、適切な配置となるよう検討します。

総合学科の特色について、当該校の校長を対象に令和3年（2021年）12月に実施した「多様なタイプの高校等に関するアンケート」結果では、総合学科の認知度が必ずしも高くない傾向が見られることから、中学生やその保護者等を対象とした学校説明会など、地域の中学校等に対する情報発信について、内容や方法の工夫・改善を図ります。

(4) 専門学科（職業学科）

専門学科のうち、農業科などのいわゆる職業学科では、産業に関する理解を深めながら職業観・勤労観を育むとともに、技術や課題解決能力を習得させることを通して地域産業の持続的な発展を支える職業人を育成する教育活動を推進しています。

本道の基幹産業である農業、漁業、製造業等における後継者不足問題に加え、技術革新・産業構造の変化、グローバル化等、社会の急激な変化に伴い、育成が期待される資質・能力が大きく変わることも考えられることから、今後は、地域を支える最先端の職業人の育成に向けて、加速度的な変化の最前線にある地域産業界で直接学ぶことができるよう、産業界と高等学校が一体となった社会に開かれた教育課程の推進に向けて取り組みます。

ア 農業に関する学科

農業は本道の基幹産業の一つであり、農業科設置校においては、農業や農業関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するため、地域の農業経営者はもとより、大学や試験研究機関等との連携を深め、農業のグローバル化や6次産業化など、農業を取り巻く産業構造の変化に対応しながら、農業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、農業の振興や社会貢献について主体的かつ協働的に取り組む態度を育むなどして、本道の農業や関連産業を担う人材を育成する必要があります。

農業科設置校の配置に当たっては、広域分散型の地域特性を踏まえた農業教育の在り方を検討します。

【論点3】

- 農業科の在り方について

イ 水産に関する学科

水産業は本道の基幹産業の一つであり、水産科設置校においては、水産業や海洋関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するため、水産業経営者はもとより、大学や試験研究機関、地域産業界等と連携を深め、水産技術の高度化や海洋環境問題、海洋性レクリエーションなど、海を取り巻く産業構造の変化に対応しながら、水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を育むなどして、本道の水産業や関連産業を担う人材を育成する必要があります。

水産科設置校の配置に当たっては、社会の変化や生徒の興味・関心に応じ、生徒の学習選択幅を確保した水産教育の在り方を検討します。

ウ 工業に関する学科

工業科設置校においては、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するため、企業経営者はもとより、大学や試験研究機関、地域産業界等と連携を深め、技術革新や環境負荷軽減技術など、工業を取り巻く環境の変化に対応しながら、工業の各分野に体系的・系統的に理解するとともに、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を育むなどして、本道の工業を担う人材を育成する必要があります。

工業科設置校の配置に当たっては、広域分散型の地域特性を踏まえた工業教育の在り方を検討します。

【論点4】

- 工業科の在り方について

エ 商業に関する学科

商業科設置校においては、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するため、企業経営者はもとより、大学や地域産業界等と連携を深め、経済のグローバル化や情報化、サービス化など、ビジネスを取り巻く環境の変化に対応しながら、商業の各分野を体系的・系統的に理解するとともに、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を育むなどして、本道の商業を担う人材を育成する必要があります。

商業科設置校の配置に当たっては、広域分散型の地域特性を踏まえた商業教育の在り方を検討します。

【論点5】

- 商業科の在り方について

オ 家庭に関する学科

家庭科設置校においては、少子高齢化等の社会の変化や持続可能な社会の構築、食育の推進、男女共同参画社会の推進、成年年齢の引下げ等への対応を一層重視し、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を育成するため、人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深めるとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を育むなどして、多様な消費者のニーズに応えることのできる人材を育成する必要があります。

家庭科設置校の配置に当たっては、地域産業の特性等を踏まえ、生徒の興味・関心に応じた家庭科教育の在り方を検討します。

カ 看護に関する学科

看護科設置校においては、健康の保持増進に寄与する能力と態度を育み、地域社会の医療を支える人材を育成しています。本道の安心な暮らしを支える医療分野での人材確保の観点から、生徒の興味・関心や進路希望等に柔軟に対応できるよう、入学者数の確保に向けた取組を進めます。

キ 福祉に関する学科

福祉科設置校においては、社会福祉の増進に寄与する能力と態度を育み、地域の福祉を支える人材を育成しています。本道の安心な暮らしを支える福祉分野での人材確保の観点から、福祉科における教育の在り方を検討します。

(5) 多様なタイプの高校等

道教委では、生徒の多様な興味・関心、進路希望等に対応するため、多様なタイプの高校づくりを進めています。

ア 中高一貫教育校

中高一貫教育校は、これまでの中学校・高校に加え、生徒や保護者が6年間の一貫した教育活動を選択できるよう、中等教育の一層の多様化を図ることを目的に設置しているところであり、生徒一人一人の個性を重視した教育活動に取り組んでいます。

(ア) 一体型中高一貫教育校（中等教育学校）

現在、道内には道立学校として登別明日中等教育学校が、市立高校として市立札幌開成中等教育学校が設置されています。

登別明日中等教育学校では、6年間で3期に分けた弾力的な教育課程を編成するなど、特色ある教育活動を展開しており、生徒一人一人の個性や創造性を重視した教育に取り組んでいます。

今後とも、取組を充実させるとともに、その成果を全道の中学校や高校に発信していきます。

(イ) 連携型中高一貫教育校

現在、第1学年1学級の高校を含め8つの地域で実施されており、市町村立中学校と道立高校との間で教員の相互交流や乗り入れ授業、総合的な探究の時間の合同実施、6年間を見通したキャリア教育の実施など、様々な教育活動に取り組んでいます。

今後、中学校卒業生数の減少傾向が続く中、連携高校の多くが1学級となるこ

とが想定されることから、地元の中学校と連携した教育活動の継続について、引き続き市町村と協議を行います。

(ウ) 併設型中高一貫教育校

併設型中高一貫教育校は、同一の設置者による中学校と高校を高校入学者選抜を行わずに接続する形態であり、本道の公立高校においては設置されていませんが、今後、他県における併設型の設置状況等を踏まえつつ、国の動向を注視します。

イ 単位制

単位制高校は、学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる高校であり、生徒が自分の学習計画に基づき、自らの興味・関心や進路希望等に応じた科目を選択し学習できることなどの特色が挙げられます。単位制高校では、多様な選択科目を開設するとともに、少人数指導や習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな学習指導を行っています。

今後も、単位制の課程の趣旨を踏まえ、入学年次にかかわらず、多様な開設科目から生徒が選択履修できる教育課程の編成・実施を一層推進します。

【論点6】

- 単位制高校の学校規模について

ウ アンビシャススクール

アンビシャススクールは、生徒が自己の生き方を考えながら、「分かる喜び」を感じたり、「もっと学びたいという気持ち」を高めたりするため、学ぶ意欲に応える学習指導により、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着や社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度の育成に重点を置いた学校です。

アンビシャススクールでは、習熟度別少人数学習、義務教育段階の学習内容の学び直し、地域社会と連携した多様な体験活動、小集団の編成、教育相談体制の充実、コミュニケーション能力を高める教育活動を行っています。

【論点7】

- アンビシャススクールの導入について

2 定時制課程・通信制課程

定時制課程・通信制課程は、夜間における授業や自宅での自学学習など、全日制課程以外の学習スタイルを求める生徒に対応しており、学習時間や時期、方法等を自ら選択して自分のペースで学ぶことができるといった特長があります。

在籍者には、これまでの勤労青年だけでなく、特定の職業分野等に関する知識及び技能等を重点的に学ぶことを希望する生徒、スポーツや文化活動、芸能活動等に特に力を入れ柔軟な形の学びを求める生徒や、全日制課程の中途退学者や不登校経験がある生徒、外国籍の生徒など様々な入学動機を持つ生徒が学んでいます。

今後とも、多様な課題を抱える生徒一人一人に寄り添った指導・支援を行い、生徒の状況に応じて、学校生活への不安を取り除き再び学びに向き合えるよう取組を進めます。

また、全日制課程と同等に初等中等教育機関最後の教育機関として、高校生が身に付けるべき知識・技能や思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等を確実に育成し、生徒一人一人の能力を最大限引き出せるようインクルーシブ教育システムの理念も踏まえつつ、学校の特色に応じた、教育活動のP C D Aサイクルを確立させます。

(1) 定時制課程

今後とも3部制の取組や夜間定時制など、生徒の生活スタイル等に応じた学習機会の確保などに努めます。

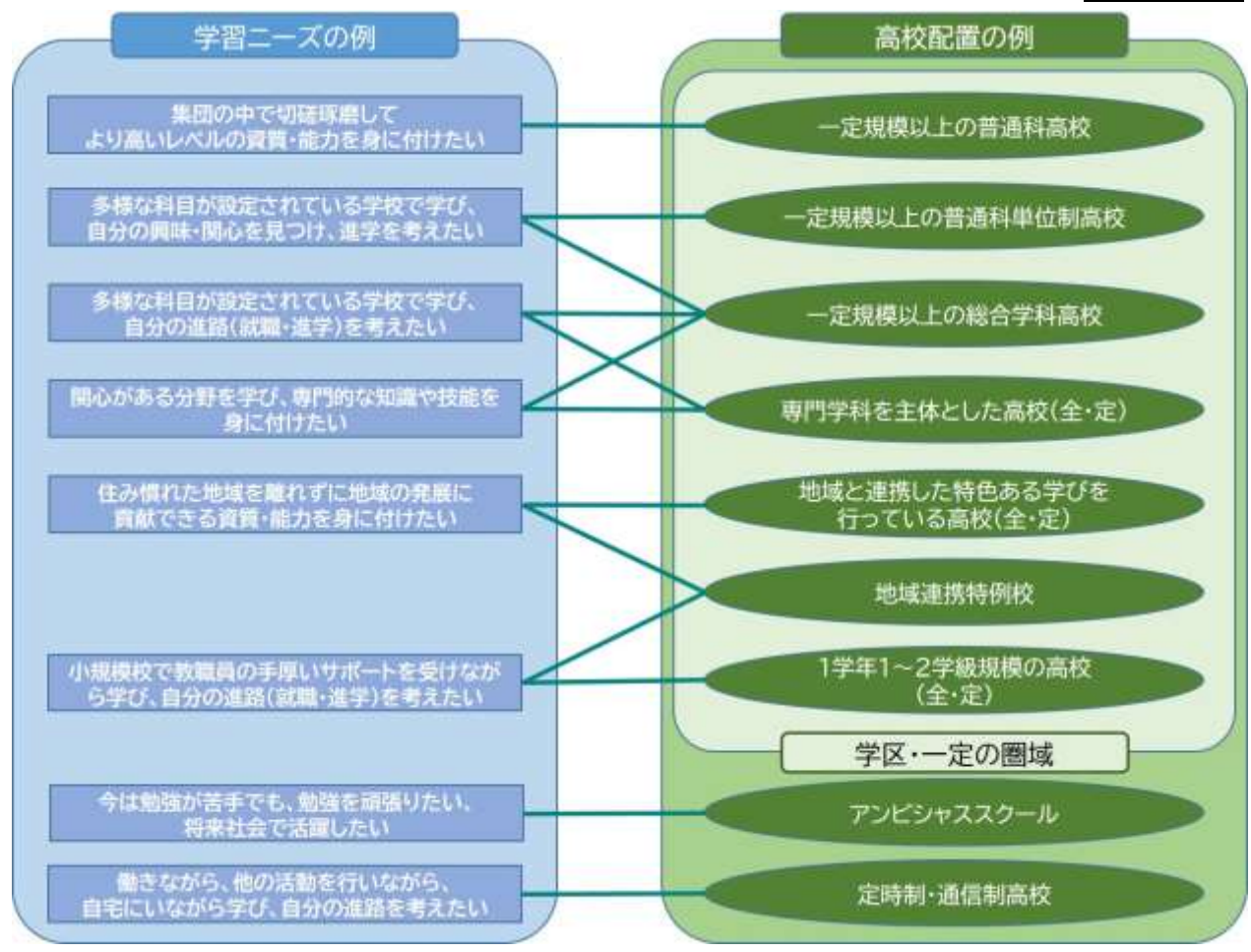
(2) 通信制課程

高等学校通信教育の質保証に向けて、教育課程の編成・実施の適正化、協力校における面接指導等の教育水準の確保、多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実、国のガイドラインを踏まえた主体的な学校運営改善の徹底に取り組めます。

また、生徒の学習の進捗を十分に把握し、添削指導を通して明らかとなった個々の生徒の学習上の課題を十分考慮しながらきめ細かな指導を行うとともに、ICTを基盤とした先端技術を効果的に活用した新しい学びの形の実現に向けて検討します。

【論点8】

- ICTを活用した通信教育の在り方について(再掲)



IV 公立高校配置計画

各通学区域において高校進学希望者数に見合った定員を確保するとともに、「II 地域とつながる高校づくり」、「III 活力と魅力のある高校づくり」の実現に向け、適切な高校配置に努めます。

1 配置の基本的な考え方

【参考】現行指針（3 P）

全日制課程については、一定規模の生徒及び教職員の集団を維持し、活力ある教育活動を展開する観点から、可能な限り1学年4～8学級の望ましい学校規模を維持できるよう、適切な高校配置を進めます。

【論点1】

- 望ましい学校規模の考え方について

- 地域の実情に応じた高校配置

- ・ 一定の圏域における配置の在り方検討

【前段の地域でつながる高校づくりで協議】

- ・ 所在する高校以外への通学が困難な市町村の取扱い

【前段の地域でつながる高校づくりで協議】

- 小規模校の取扱い

【参考】現行指針（4 P）

小規模校においては、限られた教員数の中で生徒一人一人に対するきめ細かな指導を行うなど、小規模校の特性に応じた特色ある教育活動を展開していますが、一方で、教育課程の編成において制約があることや生徒同士が切磋琢磨する機会に乏しいことなどの課題もあります。

こうしたことから、第1学年3学級以下の高校については、原則として、再編整備の対象とし、次のとおり取扱います。

- ・ 離島にある高校

【参考】現行指針（4 P）

離島にある高校については、5月1日現在の第1学年の在籍者数が10人未満となり、その後の生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進めます。

・地域連携特例校

【参考】指針（4 P）

第1学年1学級の高校のうち、地理的狀況等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い高校は地域連携特例校として、存続を図ります。

なお、5月1日現在の第1学年の在籍者数が20人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進めます。

・農業、水産、看護又は福祉に関する学科を置く高校

【参考】指針（5 P）

第1学年1学級の高校のうち、農業、水産、看護又は福祉に関する学科を置く高校については、5月1日現在の第1学年の在籍者数が20人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進めます。

・地域の取組を勘案した特例的取扱い

【参考】指針（5 P）

第1学年1学級の高校のうち、地域連携特例校及び農業、水産、看護又は福祉に関する学科を置く高校については、地域創生に取り組む地域との連携のほか、地域において、本道の基幹産業である一次産業や安心な暮らしを支える医療・福祉を担う人材を育成する観点から、所在市町村をはじめとした地域における、高校の教育機能の維持向上に向けた具体的取組とその効果を勘案した上で、再編整備を留保します。

ただし、この場合にあっても、5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続して10人未満となった場合には、再編整備を進めます。

・定時制課程

【参考】指針（6 P）

第1学年1学級の高校については、5月1日現在の第1学年の在籍者数が10人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進めます。

【論点2】

- 小規模校や定時制課程の再編整備の考え方について

○ 公立高校と私立高校の間における定員調整

私立高校は独自の建学精神と教育理念に基づき、特色ある教育活動を展開し、公立高校とともに高校教育の充実に大きな役割を果たしています。

こうしたことから、私立高校所在学区にあっては、公立高校において、中学校卒

業者数の増減に応じ、私立高校の配置状況に配慮した定員調整を行うこととし、調整に当たっては、各通学区域における公立高校と私立高校の定員比率を勘案するとともに、北海道公私立高等学校協議会において、私学関係者と協議を行います。

【論点3】

- 公立高校と私立高校の間における定員調整について

○ 学級定員

学級定員については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（昭和36年法律第188号）に基づき、40人とします。

なお、引き続き、国からの加配を活用した少人数指導の充実に努めます。

【論点4】

- 少人数学級について

○ 配置計画の策定

生徒の進路選択や将来を見据えた学校経営を考慮し、3年間の具体的な配置計画とその後4年間の見通しを示した配置計画を毎年度策定します。

配置計画を策定した後、所在市町村の人口増減により急激な中学校卒業者数の増減が生じた場合や、市町村立や私立高校の設置・廃止により生徒の進路動向に大きな変動が生じた場合などは、計画を策定した際に見通せなかった、急激な中学校卒業者数の増減などがあった場合は、必要に応じて計画の一部を変更します。

市町村立高校の配置等については、設置者である市町村と協議し、配置計画に反映します。

また、配置計画の策定に当たっては、圏域等における検討のほか、引き続き各通学区域ごとに「地域別検討協議会」を開催し、幅広く丁寧に意見を伺います。

なお、所在市町村から、高校を核とした地域振興や特色ある学校づくりを進めるため、道立高校から市町村立高校への移管の要望がある場合は、当該市町村と協議を進めます。移管に当たっては、魅力ある高校づくりに向けた市町村の取組に必要な協力を行います。

【論点5】

- その他、配置計画全般について

V 教育諸条件等の整備

1 道外からの入学者の受入れ

道外からの入学者の受入れについて、農業科や水産科などの一部の学科に加え、第1学年2学級以下の学校のうち、地域の教育資源を活用した教科・科目等を3単位以上履修できる教育課程を編成している学科を有する高校について、寮や下宿などが整備されており、地域で継続的に支援できる場合は、推薦入学者選抜において、道外からの生徒の出願を可能としています。

現在、道外からの推薦による入学者の受入数については、定員の5%としています。推薦入学者選抜において、道内の出願者に影響を与えない範囲で、合格内定者数が推薦標準枠に達するまで受け入れることができるとしています。

今後、これまでの出願状況や合格状況等のほか、地域特性や地域からの要望等を踏まえながら、道外からの推薦による入学者の受入れについて検討します。

2 通学区域

全日制課程の普通科については、生徒の学習選択幅を拡大するため、通学区域の見直しを行ってきており、現在19学区となっています。

また、全日制課程のうち普通科以外の学科のほか、定時制課程、通信制課程への就学に係る通学区域は道内全域としています。

今後とも、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた学校選択が可能となるよう、継続して生徒の進路動向等の把握に努めます。

【論点1】

- 通学区域の取扱いについて

3 修学に対する支援

意欲と能力のある生徒が、経済状況にかかわらず安心して高校生活を送ることができるよう、各種奨学金制度の活用を促進します。

また、道立高校の募集停止に伴い遠距離通学等となる場合において、経済的負担を軽減し、生徒の修学機会を確保するため、通学費や下宿費の一部を補助する「高等学校生徒遠距離通学費等補助制度」を実施しています。

今後とも、補助制度の実施状況等について把握しながら、適切な運用に努めます。